

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月16日 11時14分ごろ
発生場所	千葉県千葉港第2区 ^{オーアイ} 岸壁沖 千葉港市原防波堤灯台から真方位086° 1.5海里付近 (概位 北緯35° 33.5′ 東経140° 05.9′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船 ^{はくしん} 白新丸は、離岸作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 白新丸、1,213トン
船舶番号、船舶所有者等	141909、岩崎汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷船底外板に擦過傷、プロペラ翼に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速約11m/s、視界 良好 千葉市の強風注意報の発表基準は平均風速13m/sであり、本事故当時、同注意報は発表されていなかったが、千葉特別地域気象観測所では、11時10分に平均風速10.6m/s（最大瞬間風速16.9m/s）、11時20分に平均風速11.4m/s（最大瞬間風速18.4m/s）の南西風を観測していた。 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、時折、左舷正横寄りから突風を受ける状況下、千葉第2区OI岸壁に船首を北西方へ向けた右舷着けの状態から離岸作業中、機関を前進とし、左舷錨を巻き揚げながらバウスラスタを使って左回頭していたとき、左舷方から強い南西風を受けて圧流され、約1ノットの対地速力で、着岸場所の北西方約50m沖の浅所に乗り揚げた。 本船は、空倉で、喫水が船首約2.9m、船尾約4.2mであった。 船長は、離岸作業を開始する前、風力の変化を把握していなかったため、離岸の見合わせやタグボートの要請などの対応ができていなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、千葉港第2区OI岸壁に船首を北西方へ向けた右舷着けの状態から離岸作業を開始する際、時折、左舷正横寄りから突風を受ける状況下、船長が風力の変化を把握せずに離岸作業を開始したことから、左回頭していたとき、突風に圧流され、着岸場所の北西方約50m沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、千葉港第2区OI岸壁に船首を北西方へ向けた

	<p>右舷着けの状態から離岸作業を開始する際、時折、左舷正横寄りから突風を受ける状況下、船長が風力の変化を把握せずに離岸作業を開始したため、左回頭していたとき、突風に圧流され、着岸場所の北西方約50m沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 離岸作業を開始する際は、風向風速計などによって風の変化を把握し、離岸作業の中止やタグボートの利用などを検討すること。